

令和 7 年度第 8 回茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会会議録

議題	(1) 松林コミュニティセンターの管理運営に係る評価について (2) 「指定管理者制度導入に関する基本的考え方」等の改定案について (3) その他
日時	令和 8 年 3 月 1 7 日 (火) 1 3 時 3 0 分～1 5 時 3 5 分
場所	茅ヶ崎市役所本庁舎 4 階 会議室 5
出席者氏名	【委員】 中村委員長、山本副委員長、山田委員、小山委員、若林臨時委員 【事務局】 (行政改革推進課) 永倉課長、前田主幹、岡崎課長補佐、佐々田主査、川本主査、千葉主査 (市民自治推進課) 廣瀬課長、竹井主幹、小松課長補佐、原田主査、清水副主査
会議資料	・松林コミュニティセンター申請要項一式 ・指定管理者指定申請書（松林コミュニティセンター） ・松林コミュニティセンターの概要 ・【資料 1】令和 7 年度第 8 回茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会タイムスケジュール ・【資料 2】茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会委員による事前意見について ・【資料 3】茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会委員による事前意見の回答について ・【資料 4】指定管理者制度導入に関する基本的考え方（令和 8 年 3 月改定）新旧対照表 ・【資料 5】指定管理者募集要項 標準例（公募施設）（令和 8 年 3 月改定）新旧対照表 ・【資料 6】指定管理者制度導入に関する基本的考え方 一現

	行規定— ・【資料 7】指定管理者募集要項標準例 —現行規定— ・【資料 8】別紙 2 指定管理者管理運営の基準標準例 —現行規定— 行規定— ・【資料 9】別紙 3 応募者説明会参加申込書 —現行規定— ・【資料 10】別紙 4 質問書 —現行規定— ・【資料 11】別紙 6 応募辞退届 —現行規定— ・【資料 12】令和 8 年度における指定管理者選定施設一覧 ・【資料 13】令和 8 年度指定管理者選定等委員会年間スケジュール（案）
会議の公開・非公開	非公開
非公開の理由	行政の内部的な審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため

○前田主幹

本日はご多忙のところ、令和 7 年度第 8 回茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会にご参加いただきありがとうございます。

議題に入る前に、議題 1、松林コミュニティセンターの管理運営に係る評価につきまして、臨時の委員を 1 名置くこととしており、前回の選定に引き続き若林委員に就任いただいておりますので、ご承知おきいただきますようお願いいたします。

続きまして、本日出席しております職員の紹介をさせていただきます。

指定管理者制度を所管いたします、行政改革推進課の職員並びに施設所管課の市民自治推進課の職員が出席させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

本日の議題等といたしましては、次第の通りでございます。

項番 1、「松林コミュニティセンターの管理運営に係る評価について」、項番 2、「指定管理者制度導入に関する基本的考え方等の改定案について」、項番 3、「その他」となっております。

次に資料の確認をさせていただきます。

〈資料確認〉

過不足はございませんでしょうか。

続きまして、本日の委員会の成立についてでございますが、茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会規則第 6 条第 2 項に従い、本委員会委員の 5 名のうち皆様の出席で過半数を超えてございますため、会議が成立していることを、ご報告申し上げます。

それでは会議の進行につきましては、茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会規則に基づき、中村委員長をお願いいたしたいと思います。

委員長よろしくお願いします。

○中村委員長

では、ここから引き続き会議を進めさせていただきます。

今回もよろしくお願いいたします。

まず初めに、本委員会の公開非公開については、申請書類を確認したところ、行政の内部的な審議検討または協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、非公開とさせていただきたいと考えております。よろしいでしょうか。

では、次第に沿いまして始めに議題 1 について事務局から説明をお願いいたします。

○前田主幹

では、まず指定管理者候補者による松林コミュニティセンターの管理運営に係る評価について諮問させていただきます。

〈行政改革推進課長による諮問書手交〉

○中村委員長

諮問を受けましたので、よろしくお願いいたします。

○前田主幹

ただいま諮問させていただきました。

こちらは、茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会規則第 2 条の、委員会は指定管理者の候補者の選定につき、市長または教育委員会の諮問に応じ調査審議し、その結果を答申しまたは建議するものとするという規定に基づくものでございまして、評価終了後に本委員会において諮問に対する答申を提出していただくことになります。

よろしくお願いいたします。

続きまして、今回評価を行っていただく松林コミュニティセンターの非公募での選定理由についてご説明申し上げます。

松林コミュニティセンターにつきましては、茅ヶ崎市地域集会施設条例第 2 条において、地域住民の自主的活動の推進を図ることを目的としており、地域コミュニティの活性化や地域住民の交流、地域の自治振興を目的としております。

本市の指定管理者制度導入に関する基本的な考え方においては、地域コミュニティの活性化や地域住民の交流、地域自治の振興を目的とした施設で、地元住民によって構成されている団体が管理することにより、利用者の利便性が図られると考えられるときは非公募とすることとしていることから、今回の選定については非公募で対応しているところでございます。

続きまして、本日の評価の方法について担当よりご説明申し上げます。

○千葉主査

それでは松林コミュニティセンターの指定管理者候補者の評価方法について、ご説明いたします。

まず、これまでの選定経緯といたしましては、庁内において申請要項を確定したのち、令和 8 年 1 月 6 日から 1 月 30 日までを申請書類の受付期間としました。

その後、委員の皆様より事前に意見を頂戴し、取りまとめた意見について施設所管課及

び申請団体に事前に送付しております。

その回答につきましては、本日机上に置かせていただきました【資料3】茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会委員による事前意見の回答について、及び別紙のコミセン研究会のまとめの資料となっておりますので、意見交換の際にご活用いただければと思います。

この後の評価の流れにつきましては、まず施設所管課より施設概要についてご説明させていただきます。

そのあと申請者に入室していただき、申請者より申請書類に基づきご説明させていただきます。

説明後は、委員の皆様からの質疑応答のお時間を設けさせていただきます。

質疑等の時間が終了しまして、申請者にご退出いただいた後に委員の皆様で意見交換を行っていただき、評価できる点及び次期指定管理期間の管理運営において重点的に取り組んでいただく要望する事項、期待することをそれぞれ3点程度でおまとめをお願いいたします。

なお、事前のご意見につきましては【資料2】茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会による事前意見についてにまとめております。

事前意見以外のご意見がございましたら、申請者退出後に評価記載、委員意見交換の時間にご発言いただければ、事務局にてスクリーンの投影に反映させていただきます。

取りまとめの後のご意見は、申請団体へフィードバックし、事業計画への反映の可否について検討させていただきます。

なお、取りまとめたご意見は議会資料に掲載される可能性がありますことを最後に申し添えいたします。説明は以上です。

本日もよろしくお願いいたします。

○中村委員長

では、施設の評価に入る前に、まず松林コミュニティセンターの所管課である市民自治推進課より施設の概要についてご説明をお願いします。

○原田主査

よろしくお願いいたします。

使っていただく資料はお手元に配布されている参考資料、A3のものをご用意いただいてもよろしいでしょうか。

それとあわせて本日お配りさせていただいている、松林コミセン研究会のまとめというものが2点ございます。こちら参考でお配りしておるものでございます。

資料よろしいでしょうか。

では、初めに経緯及び目的について、ご説明をさせていただきます。

先ほど事務局から地域集会施設の目的については簡単にご紹介がありましたが、市では地域住民の自主的活動の推進を図ることを目的に、地域集会施設、通称コミセンを整備しております。

現在市内全13地区のうち11地区にそれぞれの地域の特性に鑑みた地域集会施設を整備しております。

今回整備する松林地区については下の地図のところで黒く塗っているところが松林地区に該当するエリアになっております。

松林地区からは平成20年、2008年になりますけれども市民集会で、地域集会施設の建設について、市に要望が出されています。

その後、松林地区まちぢから協議会ではコミセン研究会という組織を立ち上げまして、令和3年、2021年に市に要望書とともに研究成果を提出いただいております。

その研究成果をまとめたものが、お手元にあるコミセンのまとめという冊子になっております。

続きまして、松林地区の概況でございますが、松林地区は北部には緑地や農地が広がっており、南部には住居系の用途地域が広がっている土地で、約2万7000人が居住している地域となっております。

地区内には公共施設として松林公民館があります。市内に5館ある公民館の中でも最も高い利用率となっております、多くの方に利用されている実態から地域活動が盛んに行われている地域となっております。

続きまして、松林地区まちぢから協議会の概要でございます。構成団体としては地区内の9自治会を中心として、その他社協などの団体から構成されております。

現時点での委員の数は総勢35名でして、このメンバーで下にある5つの部会を構成しております。

活動状況の例としては、市民集会を初めとして、各部会が連携しながら様々な事業に取り組んでおります。

続いて2ページでございます。これまでの経過をまとめております。

先ほど申し上げた2008年の市民集会での要望から、コミセン研究会が立ち上げられ、ここでは松林地区にふさわしいコミセンがどういったものかということで、全16回の会議が開催されております。

16回の会議と2回の視察で市外のコミセンなどを見に行っておりまして、そこでコミセンのイメージを取りまとめたものを研究会のまとめとして、策定し、市の方にご提出をいただいております。

市では整備の基本計画を策定しましたが、その際には、地域の方々と議論されたコミセン研究会のまとめを尊重する形で計画を策定しまして、その後設計に入る段階で新たにまた市民参加の手法を取り入れまして、全6回のコミセン懇談会、こちらは建物のコンセプトや諸室のレイアウト等の検討を行う会議、そして6回の懇談会、それから一般の市民の方を招きまして、ワークショップを2回、それから市民説明会を2回と、様々な市民意見地域意見を踏まえて設計に反映し、コミセンの建設に向けて、動いて来たという状況でございます。

一番下に工事に関する記載がありますけれども、昨年6月に建設工事に入りまして、予定では今年の7月まで、工事が進められ、開館は8年の10月を予定して現在準備を進めている状況でございます。

計画概要でございますが、計画地についてはもともと市営住宅が建っていたところを更地にしてその一部に建設を行います。

周囲は住宅地に囲まれ、南側と東側が交通量の多い道路で交差点に面した非常にランドマークとしても目立つ場所に建設をされることになっております。

建築概要ですが、敷地面積については約1500平米、延床面積が約1270平米、駐車場を有しておりまして、10台ほど車が停められるような建物になっております。

次のページ、計画のコンセプトでございます。

ここでは、基本理念、基本方針ということで、点線の四角囲いの中にそれぞれの内容をまとめておりまして、こちらに書いてある内容については、事前にご覧いただいた申請要項にも記載をして今回、申請書類として地域の方で挙げていただいた提案に繋がる内容になっております。

点線の四角囲いの中で基本方針①から④までということで、「市民の交流」、「文化・学び」、「健康・スポーツ」、「福祉」という記載がありますが、ここで書いてある内容については、先ほど申し上げたコミセンの研究会のまとめの中で、地域の皆さんでどのようなコミセンを松林地区に作りたいかといった意見を出していただいたものを基本方針、それから基本理念として盛り込んで策定をしているものになってございます。

基本方針と基本理念を踏まえまして、その下から続く内容の①から④ということで、建設にあたっての4つのポイントを整理しております。

資料に他の市のコミセンなどの写真を掲載しておりますが、実際にこういった写真や現場を見ながらイメージを膨らませて、地域の方々が理想とするコミセン像を描いて、設計に生かしているところでございます。

最後のページは、コミセンの南北から見た俯瞰図で、左側が南から見た図、右側が北側から見た図となっております。

先ほどの4つのポイントの中にもあった通り、ガラスの面を非常に多く入れておりまして、開放的でどなたでもふらっと立ち寄って、そこでコミュニティが育まれるような、そういった設計を工夫したデザインとなっております。

この写真はお手元にお配りしてございませぬけれども、3月の頭の時点での現場の状況となっております。ちょうど3月に入ってから現場では鉄骨が組まれ始めて、現在こういった状況で工事が進んでいます。

地域の方々も日々この前を通るときに見ていて、いよいよだということで、機運を高めていただいている状況でございます。

こちらには、事前に申請要項の中につけている建物の平面図を再掲させていただいておりますが、詳しい説明が資料の中ではなかったもので、残りの時間で補足をさせていただければと思います。

上側が1階部分の平面図、この車と足跡と自転車のマークの場所は、それぞれの交通手段でお越しいただく方が交錯せずに建物の中に入るような設計の工夫をしておりまして、利用者の安全性に配慮した設計となっております。

屋外フリースペースのところを広く取っております。入口から中に入るところにもフリースペースがありまして、外と中のフリースペースを一体的に使いながら、イベントなど多様な利用ができるような設計になっております。

フリースペースに入って右側のところは地域交流カフェです。カフェが運営できるような設備を設けまして、特にコミセンに何かの目的で用事がなくてもふらっと寄ってお茶を飲めるような、そういった地域コミュニティ創出のアイデアを実現する場所としてカフェを設けております。

それからその上には小上がりがありまして、畳敷きの少し高さがある、腰かけられるようなスペースです。ここでは、カフェで買った飲み物を飲みながら談笑ができるような空間になっております。

それから、その上の調理室、多目的室ですが、ガラス張りの中が開放的に見える調理室を設けております。ここで調理をし、松林地区で行われている子どもに関する事業、子供食堂のような事業が行われていますが、そういった事業で活用できるような調理室を設けております。

それから建物の西側ですけれども、体育室が真ん中にあります。こちらはバドミントンができるようなコートの広さを設けております。さらにバスケットボールのゴールなどを設置し、松林地区で盛んに行われているスポーツをできるような施設になっております。

それからバリアフリーに配慮したトイレ、あとは授乳室ですが、乳幼児連れの利用者の

方にも配慮した設計をさせていただいております。

また、地域包括支援センターとボランティアセンターが入る複合施設ということで、松林地区の地域福祉の拠点となるような施設を同居させるような設計になっております。

2階部分に参りまして、こちらにも同じくフリースペースがあり、フレキシブルに使える施設設備を設けております。

会議室3、4、5と、横並びに会議室を3つ設けておりまして、間のパーテーションを取り外して広さを変えて利用できるような形になります。

また、テラスがありまして外から階段で2階に上がって、テラスからフリースペースの中に入れる工夫をしております。

事前の質問でもいただいておりますが、セキュリティには十分配慮した施設となっております。

音楽室では、地域住民から希望があったダンスや音楽の演奏、こういったものに十分配慮できるよう、また近隣が住宅街ということもありますので、防音に十分配慮した設計の音楽室が設けられております。

施設の概要については以上でございます。よろしくお願いいたします。

○中村委員長

ありがとうございます。

今日も前回と同じように評価できる点3点程度、それから要望をする点も3点という整理をします。よろしくお願いいたします。

では、指定管理者の候補者に入室いただきます。

【申請者入室】

○前田主幹

それでは、ただいまより松林コミュニティセンター指定管理者の候補者に対するヒアリングを行います。

申請書類の説明を10分程度、委員の皆様との質疑応答を25分程度とさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それではご説明よろしくお願いいたします。

○松林地区まちぢから協議会

では、説明に入る前に本日出席しております松林地区まちぢから協議会のメンバーを紹介いたします。

会長の細田でございます。副会長の安齋でございます。同じく副会長の今井です。よろしくお願いいたします。

それでは、申請書に沿って順番に説明させていただきます。

まず申請書2ページ。項番1として、施設の管理運営に係る基本的な考え方について記載しております。

主な考え方として、地域の集会、レクリエーション、習い事等の地域活動を通じて、住民相互の連帯感と信頼関係の醸成を図り、心の豊かさとふれあいのある地域社会を形成することを意識し、日々の管理運営に努めることや、各種講座等の企画事業を実施し、多くの地域住民が施設を利用する機会を創出するとともに、地域内の各種団体と連携し、祭りやイベントを開催し、市民及び施設の利用団体との連携を図り、住民相互の親睦を深め

る取り組みに努めること等を念頭に置いて管理運営を行って参ります。

それでは申請 3 ページをご覧ください。

項番 2 として、組織、職員配置及び職員の育成について記載しております。施設の管理運営にあたっては、松林地区まちぢから協議会の委員及びまちぢから協議会が雇用する事務員で構成する松林コミュニティセンター管理運営委員会で管理運営の実務面を担って参ります。

また、職員の育成として日常業務や研修等を通して事務能力の向上を図るとともに、窓口などの利用者への挨拶を始めとした、地域住民とのコミュニケーションを重要視し、親しみやすい環境をつくるよう努めて参ります。

次に申請書の 5 ページをご覧ください。項番 3 として、収支計画について記載しております。

指定管理料に加え、印刷機、コピー機等の利用料金を収入とし、人件費、事業費、事務費、管理費、手数料、租税公課等を支出いたします。

施設の設備や備品等の適切な保守管理等の実施により、経費縮減に努めるとともに、利用者の方に満足度の高いサービスを提供できるよう、厳格な資金管理のもと、適正に予算執行を行って参ります。

次に申請書 6 ページをご覧ください。項番 4 として、施設の管理について記載しております。建物や設備の保守管理について、日常点検及び法定点検を計画的に実施し、突発的な事故が発生しないよう保守管理を行って参ります。

清掃については、日常清掃及び定期清掃を行い、良好な衛生環境の維持と建物の清掃保全に、努めて参ります。

保安警備業務については、開館時間内において事務員による巡回警備を随時行うとともに、休館日や開館時間外等、直接施設の管理ができない時間帯においては、機械警備等により常時警備可能な施設体制を整えて参ります。

次に申請書の 7 ページをご覧ください。項番 5 として、施設の運営について記載しております。地域住民の自主的活動の推進を目指し、地域への情報提供については、ホームページや広報紙等を通して、各自治会の協力を得ながら周知に努めて参ります。

事業や施設の利用案内についても、チラシやポスター等による広報活動を行って参ります。

また、利用者のニーズを把握し、施設運営に反映できるよう、利用団体から要望や意見等を聞き、利用者ニーズを踏まえた円滑な運営体制の構築に努めて参ります。

次に申請書の 9 ページをご覧ください。項番 6 として危機管理についても記載しております。災害時等における危機管理体制や個人情報の保護について、各種マニュアルをもとに適切に対応して参ります。

また、地域包括支援センター、ボランティアセンターを併設した複合施設であることから、共同訓練を実施し、有事の際における施設間での連携強化を図ります。

次に申請書 10 ページをご覧ください。項番 7 として提案を求める事項について記載しております。これまでの松林コミュニティセンターの検討過程において、地域住民の思いを踏まえて設定した理念を実現する取り組みについては、地域交流カフェでの飲食物の提供や年行事（正月、ひな祭り、ハロウィン、クリスマス等）に合わせた館内装飾やイベントの実施、地域在住の外国人に対する様々な支援等を実施して参ります。

また、松林公民館等の同地区内にある他の施設や地域で活動する各種団体等の連携については、サークル同士が定期的に交流する場や合同発表会の開催、近隣の松林公民館とのイベントの連携、松林地区で盛んに行われている祭囃子や、神輿甚句等の郷土芸能を学ぶ

機会の提供、体育振興会と連携したニュースポーツの体験教室の開催、民生委員児童委員協議会やボランティアセンター、地域包括支援センターと連携した事業等を実施して参ります。

最後に申請書 11 ページをご覧ください。団体の概要書では、当協議会の業務内容や主な実績について記載しております。

説明は以上でございます。よろしくお願いします。

○中村委員長

ありがとうございました。

これから質疑に入りたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員の方からありますでしょうか。山田委員、お願いします。

○山田委員

ご提案ありがとうございます。

拝見して素晴らしい内容だなと思いましたのと、それから事前の質問に対して、こうした研究会まとめの資料もお配りいただきまして、拝見して、その中身も含めて、かなり熱心というか熱く書いてありましたので、熱い意見交換をなさってきたというところはよくわかりました。

とても素晴らしいことだなと思ひまして、こうしたことについて少し教えていただきたいのですが、特にコミセン研究会の意見交換の中でやってよかったことと、それからこういうところで苦労したところ、こちらのご経験をまず教えていただけますでしょうか。

○松林地区まちぢから協議会

研究会での意見交換の場で苦労したところですが、他のコミセンの視察も含めまして、それを並行して進めて参りました。

その時に、先ほどの地域の触れ合いをするようなカフェとか、こういったところで実績を踏まえつつ、視察をさせていただいた中で、我々ができるようなことの住み分けですね。出来合いのものだけを提供するところから始めて、品数を増やしていけるのかなというところと、近隣の皆様、特に松林コミセンは、住宅街の中にございますので、商店等も一切なく、近隣にありましたスーパーもクローズしてしまっているような状況で、そういった交流をカフェという形で行った場合に、どれくらいの方がどんな期待をされているのか把握するのに非常に苦労しました。

直近でオープンしたコミセンが 10 年前。今、我々がコミセンをオープンしようと計画しておりますけども、参考にする中で、まちぢから協議会ができる前からコミセンとしてある古いもの、まちぢから協議会発足後のコミセンは松浪一館だけなのですが、その管理方法ですね、やはり古いところと新しいところでの違い等もございます。

我々が参考にしていく中で、やはり直近の松浪、ここはカフェも充実しておりまして、参考にはなりますけども、我々がすぐに実施できるようなレベルよりも高いものでした。

いろいろこの研究会で話合っていく中で、コミセン視察のみの経験では、我々が絵に描いているコミセンの内容は、頭の中で具体化しづらいところもございました。

ですが、参考にさせていただくところはいっぱいございましたから、そこは非常によかったかなと思います。諸先輩とお話もさせていただいて、我々が今後目指すコミセンの中でどのようなことができるのかが、コミセン研究会のメンバーの中で、各自忌憚のない意見を出し合ってやられたところがよかったと感じております。

○山田委員

ありがとうございます。

そこで今お話の中にもありました、イメージづくりが大変難しかったという将来像ですが、実際に運用後にこんなコミセンになったらいいなという絵姿は、最終的にどういうイメージに固まったのでしょうか。

○松林地区まちぢから協議会

固まったといいますか、やはりこの質問状の中にもありますけど、公民館と松林コミセンが割と、近い場所にあります。公民館は教育が主になります、我々は、地域の活性化、あと地域の方に便利に利用していただけるといったところがメインになりますので、公民館と住み分けという形ではないですが、やはり公民館で行っていることもコミセンでやっていくと、申請書の説明の中にもございましたけど、地域で非常に祭囃子だとか、神輿の甚句というものが古くから根づいておりまして、その辺のサークルも含めまして、地域の方にどんどん参加していただけるような環境づくりを目指していきたいと思っております。

コミセンにつきましては、公民館とちょっと違うのだということですが、いずれにしても気軽に立ち寄っていただける、これは老若男女かかわらず、あと障がいのある人でも気楽に寄っていただけるコミセン。行けば誰かいる、或いはコミセンに行ったら知らない人と知り合えるそういったきずな的なものを大事にできるような、コミセンにしていきたいと思っております。

○山本副委員長

ご説明ありがとうございます。

ここに模型がありますけれども、すごく開放的で良い建物になっているなとすごく感じていて、あと体育館もあるので、お子さんの利用もかなりしやすくて利用率も高いのではないかなとも考えられるのですが、その中で事前質問でも出させていただいた、セキュリティの件です。

他のコミセンに比べてかなり出入口の数多くて、どこからでも気軽に入りやすい反面、昼間事務員2名体制で、巡回をするとかいろいろ計画でいただけてはいますが、やはり目の行き届かないところはどうしても出てくると思います。

その点で今後、ある程度市で警備に関して設置してもらえる部分と、それから市でできなくて、まちぢから協議会で用意しなければいけない部分が出てくると思います。入口の数が多いので、防犯カメラの数、それからできればセキュリティの会社が防犯ブザーの設置をしてくださるところも今増えているので、ぜひやっていただきたい。

やはり昼間は女性が事務員をしていることが多いです。何かあったときに、すぐ電話で通報できるかというとなかなかそれができないので、ボタンを押せば、セキュリティ会社に連絡が行く、そういった形を考えていただいて、いざというときの対応をお願いします。

他のコミセンは入口が1個のところが多いので、人の出入りが事務室から見えます。でも、この作りだとどうしても事務室から入ってくる人が見えない死角がある。

それから、トイレの出入りも事務室からは階段があつたりして目につかないと思います。お子さんが立ち寄るような屋内外のフリースペースも体育館もあって、2階もフリースペースがあると。

やはりこの地域は、結構子供がいて、安心して居られる場所という意味では、この建物だったらきっと来る可能性がかなり高いと思います。

要は、屋外のフリースペースで遊んで中に入ったり出たりということが多くなる。そうなってくると、やはり子供がトイレを使うときに、不審者対策、女の子はトイレに行くのに後ろから大人の男の人がついてきてしまって、事件になる可能性も。

トイレの場所的にはちょっと外れている。ボランティアセンターは隣ですけど、ボランティアセンターも外から見える位置ではないと思うのです。扉開けて中に入る感じだと思うので、そこからも見えない。そうすると、それこそ駐車場に車で行って、子供をさらうこともできるので、いろんな人が来やすくてとてもいいのですが、やはり人だけではない、可能性を十分考えていただいてその辺の対策も、図面だけではわからない、実際に建物できたときに、いろんな場所から自分たちの目を見て、やはりここには抑止力になるものが必要だとか、その辺をよく考えてもらった方がいいし、それがもし運営側で全部できなくても、市の施設ですから、その辺も含めてよく市と協議をして、セキュリティ対策を十分考えていただきたいと思います。その点がこの図面だけを見ると、すごく私は不安でした。

○松林地区まちぢから協議会

入口がたくさんあるという部分ですけども、設計段階でいろんな意見をしたときに、1階のフリースペースから外へ出る非常口的なドアがありますけれども、ここはなくてもいいのではないかという話もありましたが、正面から入ってきてガソリンを撒かれたらどうするんだと、私が言ったことがあります。

出入口ではあるけど非常口としても使える部分がなければいけないと。

今度は警備的な問題をどうするかという点で、例えばそういったドアについては内鍵で、普段閉めておいて通用口としないでおくという方法をとればいいのか、と言っております。

夜間の警備体制につきましては、女性1人で置くのはちょっと危ないので、男性の事務員に担当させるようになるかと思います。

ただそれでも、よその館で出た話ですけども、夜に男性の職員一人にしておいたら具合が悪くなってしまって、立ちいかなくなってしまった例があったと聞いています。

あとは電気を消していなかったところがあったとか、そんなこともあったので、やっぱり閉めるときは、2人にしなくてはいけないという話が出ておりました。

そこら辺は限られた人員と予算の中ですけども、うまくやっていかななくてはいけないと思っております。

○中村委員長

要するに委員からこういう指摘があったので、できればその辺を考慮した対応を検討していただきたいということです。

やっているうちにいろいろ工夫してみないとわからない部分があると思います。お願いいたします。

○松林地区まちぢから協議会

防犯上のことは非常に問題がありまして、周りから見ても明るく開放的にすればするほど、そういう防犯上の問題が出てきてしまいます。

今ご指摘いただいたことは、計画していく中で、最終的に今のところに落ち着いたので

すが、落ち着いた中で危険度を下げるのはなんだという話では、やっぱりこれは日中でも、プラプラ歩きながら見て回る、こういう人材が1人は必ずいないと駄目だということと、夜間は1人でやっているところもありますけれども、基本的には2名体制以上でやらなければ駄目だということもあるかと思います。

ただ、そういう中で、周りから見て開放感がない建物にはしたくないという考えが非常に強かったので、ただそちらに全部振られたということはないのですが、警備上の問題は大事なので、これはこれから検討しながら詰めていきます。ご指摘ありがとうございます。

山本先生にお話いただいた中で、非常ベル的なもの、これは良いヒントをいただいたなと思いました。銀行なんかである非常ベルみたいなものも考えないといけないなと思って、ヒントをいただきましてありがとうございます。

○小山委員

ご説明ありがとうございました。

お伺いして、或いは事前の資料を拝見して、待望のコミュニティセンターということで、十分な検討と準備をされてきた内容だろうと確信しております。

ただ先ほど副会長さんもお話の通り、これから実際運営していった後に、現在想定している検討した内容をどこまで実現できるか。そういうことが大切だろうとつくづく思いますので、4ページの組織図にあるようなコミセン管理運営委員会だけに限らず、その上部のまちちから協議会の皆様も含めて、支援いただくようなご努力をぜひ継続していただきたい、これは要望事項です。

そういった意味では、これはなかなかお答えが難しいのかなと思いますけれど、5ページに収支計画書が載っております。

この中の事業費の欄があって、令和12年度に高額な計画をされている。

もしかしたら、開館5周年というイメージでもあるのかなとか、考えたりしているのですが、これは何か具体的な想定があるのか。その点1件質問させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○松林地区まちちから協議会

その件につきましては、まさに今おっしゃられた開館5周年のところの費用がここで増額になっております。

特にオープンして5年目、節目ですね、5年、10年という形でこれから先もイベントを打っていく形を考えておりますので、ここでは5周年で増額という扱いをさせていただいております。以上です。

○若林臨時委員

まさに地域待望のコミセンができると、練りに練った内容で、地域の方の期待も高いのかなと思って楽しみにしています。

1つ広報の関係で伺います。ホームページ等を使って広報することになると思いますが、事前質問の回答の中でコミセン広報部会を立ち上げるとあります。広報はとても大事だと思います。

若い世代を取り込んでいくということになりますと、やはりSNSも使っていくようなことになるとは思いますが、どのような形でこの広報部会なるものを進めていくのか、メンバーをどうするのか、その辺のところを1点伺いたいと思います。

○松林地区まちぢから協議会

現在、松林地区まちぢから協議会本体の方で広報部会を設けております。

ここでは定期的な機関誌の発行とか、ホームページの管理をしておりますけども、この広報部会とリンクさせまして、コミセン独自のものについての広報をさせたいと思っております。

松林地区まちぢから協議会の本体の広報でも、この19日に松林タイムスという機関誌が発行されました。A3版の裏表4ページのものですけど、ここにもちょうどコミュニティセンターの紹介と、それからホームページに入れる二次元コードをつけたりしまして、この中で説明をしていたり、あと広報媒体としまして、SNSを使いながら、幅広くいろんな方に来ていただくよう工夫しております。

先程申しましたように、お年寄りには回覧版が必要でしょうし、若い人にはLINEなどを使ったSNSの広報も必要でしょうし、ホームページを見ていただいてというようなことで幅広くやっていきたいと思っております。

○中村委員長

私の方から3点あります。

1点目はやはり公民館との住み分けです。公民館は例えば教育分野とか、コミセンは地域の集まりでとか、あまりガチガチに線を引いちゃうと、かえってやりにくくなると思うので、そこは上手くやっていただく形かなと思います。

だから、よく公民館と話し合って、同じ行事が2つあったら同時にやってもおかしくはないと思います。

それで、やっているうちにコミセンはコミセンの、公民館は公民館のやり方で特色が出て、住み分けがされていくものです。最初からこれはこっちと決めると、かえって動きづらくなると思うので、ここは上手くやりながらやっていただくのがいいかなと思っています。これは質問というよりも要望的な話です。

○松林地区まちぢから協議会

私は松林公民館の運営審議会の会長をさせていただいております。館長ともよくお話をさせていただいているのですが、要は基本的なところはさっき申し上げたようなところ。やはりご利用される団体の方、住民の方の要望をどのように取り入れるかと。公民館がやっているからコミセンではやらないではなくて、当然同じこともありますし、自治会の連合会等で、公民館でイベントを打っているものもございます。それもコミュニティセンターと公民館の住み分けというよりも、共同開催等も視野に入れた、計画をどうやって打っていくかも模索中で、まだ結論は出ておりませんが、方向的にはさっき申し上げたような住み分けるラインをきっちり引くという考えは持っておりません。

○中村委員長

ありがとうございます。

2点目です。

新しい建物になると想定していた業務とかサービス以外の発想が出てくると思います。使っているうちにこういうのもできる、これは逆にやりにくいからやめてもいいという、臨機応変な対応が必要かなと思います。

先に今決めた中身で、これをしなくてはとなってしまうとガチガチになってしまうの

で、やりながら少し考えるのがありかと思います。おそらく2、3年は助走期間的な話になるので、いろんなことをやってみていただきたいという気持ちがありますけど、いかがでしょうか。

○松林地区まちぢから協議会

やはり物事をとらえる角度だけではなくて、実践の段階で、与えられた環境はまた別に出てくると思います。要望もあるでしょうし、或いは、押し付けてくるのもあるかもしれませんが、いずれにしても、地域の方がいかに使いやすく、気持ちよく使っていただけるかというのは基本的な方針の中でもありますので、そういう意味では、やはり我々の方がまず柔軟性を持たなきゃいけないなど。これだけしかできないよ、ここから駄目だよ、とそういうことのないようにしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○中村委員長

3点目です。

建物が新しいので、当分の間は保守にあまりお金が掛かりません。壊れないので。

逆に言うと、その期間がすごく大事で、いわゆるこの時期に新しいからといって何もしないと、5年ぐらい経つと壊れていきます。今、新しいうちに予防保守をという発想です。

例えば傷がついたとか。少しだけガタが来ただけのところでも、今から直しておくと、ちょっとした修繕で済むので、長い目で見ると安く上がります。

ところが、使えるからと放っているうちに、5年ぐらいで駄目になったりするので、是非その予防保守というやり方を、ぜひ取り入れていただきたい。

これは普段からの目視とか巡回で見つけます。大体1番目立つのは傷です。その傷はどうしてついたかと言うと、例えばぶつけた傷だと、どこかが緩んでいたりします。そういうところで発見すれば、ネジが緩んでいるところを直すだけで済むのが、大きく壊れちゃうと部品交換しなきゃいけないとなるので、ぜひその予防保守という観点を新しい建物にぜひ取り入れていただきたいという、これも要望です。

住民の方もすごく期待していると思います。もうまさに日に日に完成が近づいて、期待していると思います。盛大なオープニングセレモニーをして、ぜひ周知するように心掛けてください。

他いかがですか。よろしいですか。

では、時間が参りましたので、以上で松林コミュニティセンターの指定管理者の候補者に対するヒアリングを終了いたします。皆さんご協力いただきありがとうございました。

本日の委員会の意見等につきましては、書面にて後日通知させていただきますので、よろしくお願いいたします。

この後は委員間で意見の取りまとめ作業を行いますので、申請団体の皆様におかれましてはご退室で結構でございます。ありがとうございました。

【申請者退出】

○中村委員長

それでは委員間での意見交換を行いたいと思います。

この時間は意見交換及び追加のご意見がございましたら発言時間とさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

【委員意見交換】

○中村委員長

それでは、「評価できる点」、「要望する事項・期待すること」ということで、委員会の意見をまとめたいと思います。

松林コミュニティセンターの評価できる点につきましては、1点目「待望のコミュニティセンターの開館に向けた事前の準備が整っており、運営に対する意気込みが感じられる。」、2点目「独自の提案として、地域在住の外国人に対する生活支援や歴史豊かな地域に伝わる祭囃子・神輿甚句等、郷土芸能の文化継承に貢献することが期待でき、多文化共生と地域の文化に配慮した具体的な取組を評価する。」、3点目「まちぢから協議会の特徴と地域性を土台とした、その地域ならではの安定感ある運営が期待できる。さらに、運営にあたって地域の関係団体との連携が予定されており、加えて市民団体との協力が構想されている点においては、コミュニティセンターの『開かれた』関係形成が予想され、望ましい。」

要望すること、改善を要する点につきましては、1点目「検討段階の内容の充実はしている。今後、運営するにあたって危機管理上の課題や広報などの周知方法における課題が生じることも予測されるため、提案内容の工夫と努力に期待したい。」、2点目「新施設ということもあり、当初の計画に固執せず、コミュニティセンターの利用状況等に応じて、事業内容を弾力的に見直すことも検討いただきたい。」、3点目「地域交流カフェをはじめとする安定的な賑わいづくりの供給に期待する。」、4点目「運営にあたる事務局員の育成をしっかりと行い、提案された内容の執行と運営を計画どおり進めて欲しい。特に、「職場におけるハラスメントの防止に関する規程(案)」第5条第3項については、委員長が事実関係を聴取することになっているが、聴取する方法、場所、時間、話の進め方、言葉の選び方等々難しい場面が予測され、委員長への研修等に十分な対策を講じて欲しい。」

以上、このようにまとめたいと思います。

○前田主幹

それではここで議題1が終了となりまして若林委員及び市民自治推進課は退席させていただきます。

ありがとうございました。

【若林臨時委員、市民自治推進課】退出

○前田主幹

それでは会議を再開いたします。

続きまして議題2「指定管理制度導入に関する基本的考え方等の改定案について」事務局より説明をお願いいたします。

○千葉主査

それでは議題2の指定管理者制度導入に関する基本的考え方等の改定案についてご説明させていただきます。

議題2につきましては、資料4から11についての説明となりますが、主に資料4と資料5で説明をさせていただきます。

資料6から11につきましては、現行の規程を添付しております。変更箇所を確認した場

合に、適宜ご参照いただければと思います。

それでは資料4のご説明からさせていただきます。資料4の基本的考え方の改定につきましては資料6とリンクしております。

1つ目の変更事項につきましては、基本協定の第12条になります。指定管理者が行う業務といたしましては前提として、第5条と第9条に管理運営業務を行うことと記載がありますが、第12条はこの管理運営業務以外の業務についての条文となります。

協定内ではこの後に意見聴取や備品の管理、文書の公開などの内容が出てきますが、管理運営の業務の内容にしかかからない文章の構成になっていたため、この12条の2項に付け加えて自主事業についても、管理運営業務と同等に行っていただく文章の構成といたしました。

また2項に「第28条は除く」とありますけれども、こちらの28条については指定管理料の条文となります。

自主事業については、指定管理料以外の、自らの費用と責任において行うこととなっているため、こちらの第28条については除くとしております。

続きまして、同じページの別表に関する変更事項でございます。

こちらにつきましては、選定の中で中村先生にご指摘いただいた箇所になりますけれども、税制変更の部分については、指定管理者に対して有利不利どちらの場合も想定できることから、負担区分を協議事項とさせていただき、税制変更の上部にある法令等変更の中に溶け込ませる形でこちらの税制変更を削除させていただければと思っております。

続きまして、裏面にいきまして、議案説明資料の公募、非公募の部分になります。

こちらにつきましては、対象施設において開設年月日の定義が異なっておりまして、協定開始日や開館日など様々であるため、「年月日」から「年月」までにとどめることとさせていただきます。

続きまして、資料5に移ります。

資料5につきましては、募集要項の標準例、公募施設のものを参考に、説明させていただきます。

非公募も同様となっていますので、公募を例に取って説明させていただきます。

こちらは資料7とリンクしております。

まず1番目の変更事項といたしましては、(7)の施設等の修繕費の負担区分のところについてですが、こちらについては別紙に管理運営の基準にも同様の掲載があるため、要綱の方を削除させていただければと思っております。

また続きまして、ウの参加申し込みのところになりますが、こちらの変更事項については、効率化の観点から問い合わせの手法を絞らせていただきたいと考えているため、FAXの部分の削除させていただければと思っております。

申込書で次のページいきまして、イの受付方法、こちらの辺りもFAXの部分の削除の提案でございます。

続いて、6ページのオの提出書類のところに関してですが、こちらについては山田先生からもご指摘を受けているところでございますけれども、データ管理に関して、庁内の整備、主に端末の貸与ですとか、サーバーの容量が整っていないため、現物を提供してもらうということで対応させていただければと当面考えております。

そこで、こちらはCD-Rだけの提出書類となって、提出電子データとなっていたのですが、こちらDVD-RもOKといたし、追加の提案をさせていただくものです。

また、次の段落になりますが、黒塗りの部分を明確化するために、応募者名が「直接判別できる」という文言から「直接記載されている」という文言の変更をさせていただけれ

ばと思います。

次のページに移りまして、応募書類の開示についてです。

こちらにつきましては、昨年度に改定をさせていただいた部分になりますが、応募団体の中でも指定管理者になった団体の応募書類の公開とさせていただくよう、文言の変更でアップデートさせていただければと思っております。

また、続きまして、11 番の指定管理業務の継続が困難となった場合の措置のところになりますが、もともとの文章構成といたしまして、(1) 指示、(2) 取り消し、(3) 改善勧告というような文章構成になっていたものを、強制力の弱い順に並べ替えをして、(1) 改善勧告、(2) 指示、(3) 取り消しというような順にさせていただいたところでございます。

また、次のページに移りまして、16 番のリスク分担に対する方針のところになりますが、こちらも先ほどの基本的考え方と同様に税制変更の部分を削除させていただければと思っております。

また、17 番、租税についてになりますが、こちらについては1つの項番しかないため、「(1) 租税について」というところを削除させていただき、頭出しをさせていただければと思っております。

次のページに移りまして、18 番の問い合わせ先、こちらにつきましても、先ほどと同様に FAX の部分の削除をさせていただければと思います。

続いて、別紙 2 になりますけれども、こちらは資料 8 とリンクしております。

8 ページ、清掃に関する業務のところですが、アとイの清掃業務、清掃日と 2 項目あったものを、同様な内容を繰り返しているため、イの部分の清掃日の方を削除させていただければと思っております。

続いて、次のページに移りまして、廃棄物の処理になりますが、こちらは正しい文言に変更させていただくというところで、「一般廃棄物」から、「事業系一般廃棄物」に、正式名称に変更させていただいたところです。

また、別紙 3、こちらは資料 9 とリンクしておりまして、こちらも FAX の削除と、別紙 4 が資料 10 とリンク、別紙 6 が資料 11 とリンクしておりまして、それぞれどちらも FAX の削除とさせていただければと思っております。

今年度の改定案につきましては、以上になります。

よろしくご審議の程、お願いいたします。

○中村委員長

ありがとうございました。

今の説明を受けて、何かご質問ありますでしょうか。

○小山委員

最初の新旧対照表の 1 ページ目の施設等の修繕費の負担区分というところを削除するという、それはどこかと二箇所書かれてあるので、削除という説明だったと思うのですけど。

○千葉主査

別紙 2 の管理運営の基準の 8 ページ真ん中辺りにあります。

小規模修繕業務というところに同様の記載があるため、削除させていただければという提案でございます。

○小山委員

いや、ここはとても大切な区分なので、意図が徹底されないといけないのではないかなという気持ちで思ったのですが、この別紙２と別紙資料７が同じような文章を書いてあるから削除するということだろうと思うのですが、大丈夫なのかしら。

応募される事業者がそこにちゃんと気が付いてできるのかどうかはちょっと心配ですけど、大丈夫でしょうか。

○千葉主査

内容的に同様なものを書いてあるため、どちらか紛らわしくないように片方できちんと示したいという意向で削除の提案をしておりました。

○小山委員

わかりました。私は大丈夫です。

○中村委員長

法律として考えればそうだね。

重複する規定は紛らわしいので、国の法令は法令検索で引かかるけど、なかなか地方自治体の条例系だと法令検索みたいなしっかりした検索をかけないと。

矛盾した内規なんか結構あるので、そういうのが出る可能性がありますよね。これは条例じゃないので議会にかけなくて、市長決裁等で改正ですよね。

だから手続きさえ取れば、次期指定管理者の募集を、この新しい基準で募集するということですよね。

いつ頃を想定されていますか。この改訂のスケジュールはありますか。

○岡崎課長補佐

直近でこの改定は、年度末にかけてさせていただいて発動するので、最初の募集は来年度の夏ごろに選定の施設がありますので、そこで実際に使われるような形になります。

小山委員ご心配の、事業者さんに対してというところについては、その事業者に対する説明会等もありますので、そこで特に触れていくような形で漏れのないようにしていければと思っています。

○中村委員長

募集の説明会がありますよね。

その時に「規定改正があって、削除した部分がありますが、こちらの方に規定がありますので」というのを一言、改定の部分に触れてというような、一言加える説明があってもいいかもしれないですね。確かにこれだけだとちょっとわかりにくいので。

いや、丁寧な改定しているな。相当読み込んでないと、ここまでわからない。

ということで、これは規定改正なので、事務的なチェックの部分もあるし、それから矛盾した部分の規定改正があったので、概ね根本的な何か大幅改正ということではないですよ。制度をちょっとこう議論しなきゃいけないぐらいのそういう改正はないですよ。

これで意見等なければ、我々委員としては了承ということで、要するに年度内に規定改正の作業を進めていただいて構いません。

この件は議会には、こういう規定改正ありましたぐらいいは、何か報告はしますか。

○岡崎課長補佐

特に大きな方向性を変える改正ではないので、特段こうなりましたというのは、通常あまり報告していないところです。

例えば公募・非公募の考え方そのものを大きく変えるようなときは、何がしかの形で情報提供なりはさせていただきますが、今回はないかなと思っています。

○中村委員長

では、これは議会の報告もなしで。そのぐらいの軽微なやつだということですよ。了解しました。

そうしましたら、本委員は今年度で任期が終了になります。

我々の任期も終了になります。最後なので、指定管理者選定委員会全体について、今までの経緯を踏まえて何かご意見とか何か感想とかあれば、どうでしょう。

僕の感想から言えば、本当に今回皆さんすごく発言をしていただいたので、僕としては助かりました。

非常に的確な指摘が多かったです。今までいろんな委員をやってきました、指定管理の選定委員会の方もいくつかやった経験がありますが、ここほど議論が活発ではなかった。

それから、それぞれ専門のところの領域を的確に指摘していただいたと思います。委員会の皆さんは、茅ヶ崎市に対する思いがあって、要するに指定管理のサービスを良くしたいという意見が多かったので、できるだけ僕の方も出た意見を尊重しながら、時には、市に厳しいことも言ったと思います。市側のきちんとした管理、これがやっぱりないとモニタリングがすごくサービスに影響しますので、これは行政の責任になります。

指定管理というのは業務を丸投げすることではなくて、あくまで事業の主体は市側にあって、その事業をきちんとやること自体は市の責任になる。しかも指定管理のすごいところは、管理運営という行政処分を民間に任せるところです。行政処分というのは、要するに強制力を伴う、例えば開館時間の規定だとか変更だとか。利用者の制限をする、いわゆる権利を奪うということになるわけですよ。その部分を民間に渡す、でも民間に渡す以上は、その責任を行政が最終責任を負うことになるのです。

最近はコンセッションという手法になると、事業運営までも民間に渡すというところで時代が進んできています。民間の採用権がどんどん広がっているということで、これからの指定管理者制度が多分次の公募もですけど、茅ヶ崎市の指定管理者制度をどうするかというのを内部で議論する必要があると思っています。

茅ヶ崎市独自の基準になってもいいと思います。指定管理者制度の中で、民間の裁量権を広げた契約書、コンセッション並みの契約書を作ろうと思えば作れます。逆に言うと、業務委託並みの指定管理の契約書も作れます。ということは、指定管理制度の中でも結構幅があるのです。

そこは他の自治体の真似する必要がなく、茅ヶ崎市の住民だとか、サービスだとか、財政状況だとか、世の中の動きを踏まえて考えていかなければならない。制度を作るのが市役所ですから、その制度を作る、この大事さ、凄さということを認識していただきたいと思って厳しいことを伝えてきました。

よく官民連携と言いますが、いまだにまだ官の優位になって、官が頼むみたいな発注するというスタンスが多いです。でも本来の PPP の原則は対等です。官民が対等な立場でお互いの持ち分です。どうするか。

だから、僕は民間には、民間が PPP 官民連携やるのであれば、行政の発想と価値観を持

って、行政を手伝わないと PPP は成功しませんよと伝えています。そういうベースの発言は要所にあったと思います。

○山田委員

この委員会の議論そのものは茅ヶ崎市にとっては、もう少し上段に構えて見る必要があるなと感じています。それは数年前に茅ヶ崎で協働推進制度を1回卒業して、幅広に協働という概念をどう捉えるのかというところで、連携とか協働も含めて議論をずっとしてきているという経緯があります。その中で指定管理者制度というものは、その共同をどのような形で、どのように体现するのかということが、今委員長がおっしゃるような市の全体の枠組みの中での位置付けだというふうに思っていて、この委員を引き受けたところがあります。ですので、引き続き、そういったところと一緒に考えていければいいなというふうに思うのと、そろそろ全体像をきっちりとした上で、茅ヶ崎の協働の中に、この指定管理者制度がきちんと位置づいてくることが明確にできてくると思うので、そういう制度のまとめを作っていくタイミングにあるのかなというふうに感じて、参加をさせていただいています。

○山本副委員長

私は自分の専門のところに加えて、ずっと子供の頃から茅ヶ崎にいる中での経験での意見をあげさせていただきました。いつも皆様のお話はとても勉強になりますので、引き続き、委員を務めさせていただきますけど、自分の知識をさらに積み重ねる良い機会だと思っておりますので、また今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

○小山委員

委員長はじめ委員の皆様の見識の広さというか、深さというか、実に感服しておりました。それから行政改革推進課のサポートもあって、ようやくここまでこれたという意味では本当に感謝しております。

今月末をもって社労士の資格を国に返上いたしますので、社労士を廃業します。従って、今回で降りさせていただくお願いをしておりました。今後、一市茅ヶ崎市民として、期待をしておりますので、どうぞこれからも頑張ってくださいと思います。

○中村委員長

これで今年度最後ということで、1つの締めになります。ありがとうございました。

それでは、今回の「指定管理制度導入に関する基本的考え方等の改定案について」は修正等お願いしたいと思います。また修正案については、また僕の方にある程度一任していただければと思います。

ご意見等以上でよろしいでしょうか。それでは委員の意見を踏まえた修正はお願いしますので、これで終わりたいと思います。

それでは、議題3その他について事務局から説明をお願いします。

○千葉主査

事務局より、松林コミュニティセンターの今後の予定及び来年度の委員会のスケジュール等についてご説明させていただきます。

松林コミュニティセンターの選定につきましては、本委員会の結果を受けまして、指定管理者の指定についての議案を、6月に開催されます市議会定例会に提案いたします。

議決を経た後、指定管理者と指定され、協定書の締結を行います。

指定管理期間につきましては、令和8年の7月1日から令和13年の3月31日を予定しております。

なお、本日の評価結果につきましては、市長に答申を行った後、施設所管課を通じ、申請団体に通知し、必要に応じて年度ごとの事業計画等に反映して参ります。

期待する事項・要望する事項につきましては、対応結果について取りまとめまして、書面にて後日ご報告させていただきます。

続きまして、来年度の選定スケジュール等についてご説明させていただきます。

来年度の選定スケジュールにつきましては、資料12、令和8年度における指定管理者選定施設一覧をご覧ください。

来年度につきましては、茅ヶ崎市老人憩の家の1施設、茅ヶ崎市ケアセンターの3施設、茅ヶ崎市柳島キャンプ場の施設の公募の選定を予定しております。

萩園ケアセンターと萩園いこいの里につきましては、同一の建物内にあるため、一括の公募とさせていただければと思っております。

また、続きまして、全体スケジュールにつきましては、資料13、令和8年度指定管理者選定等委員会、年間スケジュール案の通りとなっております。

先ほどお話した合計5つの施設の公募の選定を予定しておりますので、前半集中して委員会を予定しております。お忙しい中毎度大変恐縮でございますが、よろしくお願い申し上げます。

日程につきましては、記載してはいるのですが、新しい委員の方もおりますので、その方とも調整ができ次第、改めてご連絡、ご調整をさせていただければと思っております。

今のところ、会議室が取れている市の希望日になりますので、ご承知おきいただければと思います。

最後に本日使用しました書類につきましては回収させていただきますので、机上に置いたままお帰りいただきますようお願いいたします。

事務局からは以上です。

○中村委員長

ありがとうございました。

委員の皆様から、その他ございますでしょうか。

ないようでしたら、以上をもちまして、令和7年度第8回茅ヶ崎市指定管理者選定委員会を終了いたします。

本日はどうもありがとうございました。